

《令和 7 年第 2 回ふじみ野市議会定例会提出議案広報原稿》

【令和 7 年 5 月 30 日開会】

議案番号	件 名	提案説明要旨
報告第 9 号	令和 6 年度ふじみ野市 一般会計継続費繰越計 算書の報告について	<p>1 総括</p> <p>継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、令和 6 年度内に支出を終わらなかったものについて報告するものです。</p> <p>2 事業名及び繰越額</p> <p>(1) 大井東中学校校舎大規模改造事業（中学校大規模改造事業）</p> <p>継続費の総額 1,536,270,000 円 令和 6 年度予算額 644,719,000 円 令和 7 年度繰越額 233,755,682 円</p> <p>(2) 福岡中学校 D 棟大規模改造事業（中学校大規模改造事業）</p> <p>継続費の総額 719,040,000 円 令和 6 年度予算額 359,520,000 円 令和 7 年度繰越額 156,836,379 円</p>
報告第 10 号	令和 6 年度ふじみ野市 一般会計繰越明許費繰 越計算書の報告につい て	<p>1 総括</p> <p>歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらなかったものについて報告するものです。</p> <p>2 事業名及び繰越額</p> <p>(1) 文化施設（上福岡西公民館分）大規模改修工事設計業務（文化施設整備事業） 43,300,000 円</p> <p>(2) 上野台体育館空調設備設置工事（スポーツ施設管理運営事業）154,850,000 円</p> <p>(3) 物価高騰対策給付金給付事業（物価高騰対策給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯）給付事業）497,874,536 円</p> <p>(4) 健康管理システム改修業務（母子保健包括支援事業）1,353,000 円</p> <p>(5) 出産・子育て応援給付金給付事業（母子保健包括支援事業）9,000,000 円</p>

		<p>(6) 住宅用スマートエネルギーシステム導入促進事業（環境基本計画・地球温暖化対策推進事業）1,603,000 円</p> <p>(7) 避難所環境改善事業（防災設備・施設管理運営事業）51,828,000 円</p> <p>(8) 東台小学校及び東原小学校統合業務（小学校運営事業）10,709,000 円</p> <p>(9) あおぞら学校給食センターボイラー更新工事（あおぞら学校給食センター管理運営事業）100,411,000 円</p>
報告第 11 号	令和 6 年度ふじみ野市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	<p>1 総括</p> <p>令和 6 年度ふじみ野市水道事業会計予算で設定した継続費（期間 4 年間）について、通次繰越を行いましたので、継続費繰越計算書にてその報告を行うものです。</p> <p>2 事業名及び繰越額</p> <p>福岡浄水場第 1 配水池耐震補強事業 52,778,600 円</p>
報告第 12 号	令和 6 年度ふじみ野市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	<p>1 総括</p> <p>令和 6 年度ふじみ野市下水道会計予算で設定した継続費（期間 3 年間）について、通次繰越を行いませんでしたので、継続費繰越計算書にてその報告を行うものです。</p> <p>2 事業名及び繰越額</p> <p>川崎調整池関連事業 1,013,398,100 円</p>
第 42 号議案	専決処分の承認を求めることについて（ふじみ野市税条例の一部を改正する条例）	<p>1 専決処分理由</p> <p>地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、ふじみ野市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う所要の整備</p>

		<p>(2) 二輪車の車両区分の見直し(軽自動車税種別割)</p> <p>(3) 軽自動車税種別割の減免申請を行う際の手続きの見直し</p> <p>(4) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用期限の延長等</p> <p>3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日</p>
第 43 号議案	専決処分の承認を求めることについて(ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正する条例)	<p>1 専決処分理由 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 7 号)が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 改正内容 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う引用条文の整備</p> <p>3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日</p>
第 44 号議案	専決処分の承認を求めることについて(ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	<p>1 専決処分理由 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 119 号)が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 国民健康保険税における基礎課税額の限度額を 66 万円に引き上げる。</p> <p>(2) 国民健康保険税における後期高齢者支援金等課税額の限度額を 26 万円に引き上げる。</p>

		<p>(3) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を30万5千円に引き上げる。</p> <p>(4) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を56万円に引き上げる。</p> <p>3 施行年月日 令和7年4月1日</p>
第45号議案	専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価員の選任について）	地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、大塚昌利氏（税務課長）を固定資産評価員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものです。
第46号議案	令和7年度ふじみ野市一般会計補正予算（第1号）	<p>1 総括 本補正予算は、歳入については額の確定したものの、歳出については事情変更により補正を余儀なくされるもの等緊急やむを得ないものについて編成するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 527億6,694万6千円 補正予算額 17億662万6千円 補正後の予算総額 544億7,357万2千円</p>
第47号議案	ふじみ野市税条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、ふじみ野市税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により提出するものです。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 給与所得控除等の最低保障額の引上げなど、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 (2) 加熱式たばこの課税方式の見直し</p>

		<p>3 施行年月日</p> <p>(1) 令和 8 年 1 月 1 日</p> <p>(2) 令和 8 年 4 月 1 日</p>
第 48 号議案	ふじみ野市文化施設整備事業建設工事請負変更契約の締結について	<p>1 提案理由</p> <p>工事内容の変更及び工期の延長により、ふじみ野市文化施設整備事業建設工事に係る工事請負変更契約の議決を求めるものです。</p> <p>2 契約金額</p> <p>変更前 11,314,837,600 円</p> <p>変更後 11,459,234,600 円</p> <p>3 契約期間</p> <p>変更前 令和 2 年 6 月 15 日から 令和 7 年 6 月 30 日まで</p> <p>変更後 令和 2 年 6 月 15 日から 令和 7 年 9 月 26 日まで</p> <p>4 契約の相手方</p> <p>三井住友・近藤・久米設計特定建設工事共同企業体</p> <p>(1) 代表構成員</p> <p>さいたま市大宮区吉敷町 1-103 三井住友建設株式会社北関東営業所</p> <p>(2) 構成員</p> <p>ア ふじみ野市上福岡 1-14-7 近藤建設株式会社</p> <p>イ 東京都江東区潮見 2-1-22 株式会社久米設計</p> <p>5 工事場所</p> <p>ア (仮称) 西地域文化施設 ふじみ野市大井中央二丁目 1 番 8 号及び 4 号</p> <p>イ (仮称) 東地域文化施設 ふじみ野市福岡一丁目 1 番 8 号</p>
第 49 号議案	財産の取得について	<p>1 提案理由</p> <p>あおぞら学校給食センターの厨房機器等に係る財産の取得について、議決を求めるものです。</p> <p>2 取得金額</p>

		<p>52,910,000 円</p> <p>3 取得期限 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p> <p>4 契約の相手方 埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目 177 番地 1 株式会社中西製作所 北関東支店</p> <p>5 業者選定方法 指名競争入札</p> <p>6 財産の種類及び数量</p> <p>(1) スチームコンベクションオーブン 3 台</p> <p>(2) プレハブ冷凍庫 (野菜) 室内機 1 台 室外機 1 台</p> <p>(3) プレハブ冷蔵庫 (サラダ) 室内機 1 台 室外機 1 台</p> <p>(4) プレハブ冷蔵庫 (肉・魚) 室内機 1 台 室外機 1 台</p> <p>(5) プレハブ冷蔵庫 (野菜) 室内機 1 台 室外機 1 台</p> <p>(6) プレハブ冷蔵庫 (大豆) 室外機 1 台</p> <p>(7) プレハブ冷蔵庫 (調理室) 室内機 1 台 室外機 1 台</p> <p>(8) 器具洗浄機 1 台</p> <p>(9) 器具消毒保管機 (検収室) 3 台</p> <p>(10) 器具消毒保管機 (消毒保管室) 1 台</p> <p>(11) 電動缶切機 2 台</p> <p>(12) 混載用コンテナ 2 台</p>
第 50 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 C-300 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市南台二丁目地内</p>

		<p>4 幅員及び延長 6.00～9.13m/45.05m</p> <p>5 供用開始年月 令和 7 年 7 月上旬（予定）</p>
第 51 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 C-301 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市南台二丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20～8.62m/61.37m</p> <p>5 供用開始年月 令和 7 年 7 月上旬（予定）</p>
第 52 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 E-265 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市大井中央一丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 6.00～14.53m/27.69m</p> <p>5 供用開始年月 令和 7 年 7 月上旬（予定）</p>
第 53 号議案	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	<p>1 提案理由 令和 4 年 10 月 1 日に委嘱された人権擁護委員丸山昇氏の任期が令和 7 年 9 月 30 日をもって満了となるため、同氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいので市議会に意見を求</p>

		<p>めるものです。</p> <p>2 候補者名 丸山 昇 氏</p> <p>3 任期 令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで</p>
第 54 号議案	町の区域の変更及び字の区域の廃止について	<p>1 提案理由 富士見都市計画事業国道 254 号バイパスふじみ野地区土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域の変更及び字の区域を廃止したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めます。</p> <p>2 場所 (1) 福岡字川通、字西角の各一部 (2) 谷田二丁目の一部 (3) 福岡新田字北谷、字西川通、字谷中の各一部</p> <p>3 効力発生日 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定に基づき、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告があつた日の翌日</p>